

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

新旧対照表

平成 30 年 9 月 10 日

改 定 後	改 定 前
<p>第 9 条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>1 (変更なし)</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) <u>お客さまが当社に特定口座を開設しており、第 1 号に規定する移管を行わない場合</u> 特定口座への移管</p> <p>(3) <u>お客さまが当社に特定口座を開設しておらず、第 1 号 に規定する移管を行わない場合</u> 一般口座への移管</p> <p>(4) <u>お客さまが当社に特定口座を開設しており、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する必要事項を記載した移管依頼書の提出があった場合</u> 一般口座への移管</p>	<p>第 9 条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>1 この約款にもとづき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします (第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1) お客さまから当社に対して第 5 条第 1 項第 2 号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>(2) お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 25 号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>

改 定 後	改 定 前
<p>第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1 (変更なし)</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>(1) <u>お客さまが当社に特定口座を開設している場合</u> 特定口座への移管</p> <p>(2) <u>お客さまが当社に特定口座を開設していない場合</u> 一般口座への移管</p> <p>(3) <u>お客さまが当社に特定口座を開設しており、租税特別措置法施行令第25条の13条8第2号に規定する必要事項を記載した移管依頼書の提出があった場合</u> 一般口座への移管</p> <p>附則 この約款は平成30年9月10日より適用させていただきます。</p>	<p>第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1 この約款にもとづき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします (第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1) <u>お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u> 特定口座への移管</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> 一般口座への移管</p> <p>附則 この約款は平成29年10月2日より適用させていただきます。</p>